<table>
<tr><td>判決年月日</td><td>平成２８年７月２０日</td><td rowspan="2">担当部</td><td rowspan="2">知的財産高等裁判所　第２部</td></tr>
<tr><td>事 件 番 号</td><td>平成27年(ネ)10128号</td></tr>
<tr><td colspan="4">○　被告が原告製品の販売店に対し，原告製品及び原告自身について虚偽の内容を記載した書面を配布した行為が，不正競争防止法２条１項１４号の不正競争に該当するとして，損害賠償を認めた事例</td></tr>
</table>

（関連条文）不正競争防止法２条１項１４号（平成２７年法律第５４号による改正前のもの），４条

判　決　要　旨

１　被告は，本件製品に真に欠陥があるか否かを正確に検証することもせず，本件販売店４社に対し，本件製品に欠陥がある等の虚偽の内容が記載された本件申入書を交付するなどして不競法２条１項１４号所定の信用毀損行為を行ったものであるから，被告が上記行為を行うにつき，少なくとも過失があったものと認められ，被告は，原告に対して，損害賠償責任を負う。

２(1)　原告は，取引先Ａ及びＢから本件製品の返品を受け，これらを全量廃棄処分にしたから，同返品額合計が，原告の損害と認められる。

(2)　原告は，本件侵害行為により，取引先が本件製品の販売を中止したから，販売中止から５年間にわたる，本件製品の販売を継続していれば得られたであろう利益が損害であるとして，同損害額の支払を求める。しかし，過去２年半の売上実績と同程度の需要が継続するとは認めるに足りない上，本件侵害行為以外の原因によって売上げが低下し又は販売中止となる可能性もあるから，販売中止後も過去と同等の売上げがあったと直ちに推認することはできない。よって，継続した売上げを前提とする損害の支払を認めることはできない。

(3)　原告は，取引先Ａが原告の新商品を取り扱わないのは，本件侵害行為によるものであり，新商品発売開始から１年間に見込まれた上記新商品の販売利益見込額の損害を被ったと主張する。しかし，取引先Ａが上記新商品を取り扱わない理由が本件侵害行為にあるとしても，本件侵害行為は，本件製品が欠陥商品であるという被告の見解に基づくものであって，本件製品以外の原告の他の商品について評価をするものではないから，原告の新商品を全て取り扱わないとする取引先Ａの反応を予見することはできない。また，原告は，他の取引先での売上げ実績を元に取引先Ａにおける売上額の算定をするが，他の取引先のデータが十分とはいえない上，販売初期の導入売上げと同等のリピート取引が生じるものとは推認できない。よって，取引先Ａが新商品の取扱いを保留したことによる損害の支払を認めることはできない。

(4)　被告の本件販売店に対する行為態様に加え，被告の行為により２社から多額に上る本件製品の返品を受け，３社は本件製品の販売を中止し，１社は原告の新製品の販売を停

止していること等の諸事情を考慮すると，原告が，被告の信用毀損行為により無形損害を被ったことが認められ，同損害額を４００万円と評価するのが相当である。